国際協力銀行環境ガイドライン 第5回パブリック・コンサルテーション・フォーラムの模様について

平成14年3月20日(水)国際協力銀行9階講堂において、第5回パブリックコンサルテーションフォーラムが開催され、60名以上の皆様の参加の下、積極的な議論が行われました。ここでは、会議の模様をお届けします。(なお、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。また、ごく一部、マイクを持たれずに発言された方のご発言内容が録音されていず、必ずしも完全に再現できていない部分がございますので、予めご了承ください。)

国際協力銀行からの出席者:

総務部: 木山次長 入柿課長

金融業務部: 藤田課長 開発業務部: 山田課長

環境社会開発室: 本郷課長 森課長

ご挨拶

(木山次長)

おはようございます。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。先週金曜日でございますが、これまでのパブリック・コンサルテーション・フォーラム、あるいはパブリックコメントを通じてお寄せいただいた意見、それからそれに対する私どもの考え方についてご説明いただきまして、たいへん活発なご議論をいただきました。さて、その際もう一度議論の場を持ってはどうかというご意見がございました。それで、私どもといたしましても、なるべくそういったお求めに応えるべく、時間の制約はございますが、そういった意思決定過程を経ることが重要であろうと考えまして、誠に急なお知らせではございましたが、本日第5回の、また大阪で行ったものを含めますと都合6回目のパブリック・コンサルテーション・フォーラムを開かせていただくことにいたしました。たいへんご多忙の中、ショートノーティスであったにもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

前回のフォーラムでは様々な論点がございましたが、私どもの理解するところ、なかんずくEIAでの現地の公開の問題、それからこの新環境ガイドラインの実施における経過措置期間の考え方、この2点について様々なところにご議論があったと理解をしております。そこで本日はこの二つの点を中心といたしましてご議論をいただきたいと考えております。

なお、今後のスケジュールでございますが、本日ご議論をいただいたあと、JBICにおきまして 最終的に新しいガイドラインを取りまとめまして、役員会に諮った上でこのガイドラインを制定、公 表したいと考えております。可能な限り、年度内にということで私どもも懸命の作業を進めている ところでございます。したがいまして、私どもがこの新しい環境ガイドラインを策定する前の段階に 行う議論の場といたしましては、本日が最後になると考えておりますので、皆様のご意見を本日 十分に受け賜わることができますれば幸いに存じます。それではお時間もございますけれども、 よろしくご議論のほどをお願いいたします。

経過措置に関する本行の考え方に関する説明

(本郷課長)

それでは最初に経過措置に対します基本的な考え方をご説明させていただきます。私どもは制定後できるだけ早い実施を目指しております。先ほど木山のほうから紹介させていただきましたように、平成14年4月1日制定を目指しておりまして、行内の体制が整い次第、平成14年10月、4月から起算しますと6カ月程度でございますが、ここを目途にできるだけ多くのことを実施していこう

と考えております

具体的に実施する項目といたしましては4点挙げてございます。まず第1点は新しいスクリーニングフォーム、チェックリストの仕様でございます。第2点がそれに基づきますカテゴリー分類。第3点がカテゴリー分類の公開でございます。これは何度もご説明申し上げておりますようにホームページで公開するという内容でございます。第4点といたしましては、私どもが行いました環境レビュー結果を公開するという点でございます。これも第3点と同様にホームページを利用した形での公開を考えております

それから平成15年10月完全施行とすることを目指しております。EIAプロセス上の要件が新たに設けられておりまして、完全施行には準備期間が必要というのが私どもの認識でございます。 具体的に新たに設けられた項目でございますが、ここでは3点ほど紹介させていただいています。

まず第1点でございます。プロジェクトの計画の代替案を検討するような早期の段階から情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経ること。第2点は、環境アセスメント報告書は、プロジェクトが実施されている国において公開されていること。第3点は環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されていること。このような点が新たに設けられた項目でございまして、完全に施行するにはある程度の準備期間が必要というのが私どもの考えでございます。

続きまして、その経過期間中でございますが、本行の対応についてですが、この点については 各種の質問をいただきましたので、改めて答えさせていただこうと考えております。

まず第1点目が実際に行います環境社会配慮確認の内容でございます。ここでは具体的なプロセスを示してございます。まず最初に新スクリーニングフォームおよび新チェックリストを活用するという点でございます。この新スクリーニングフォーム、新チェックリストの中には新たに設けられました社会影響関係の項目も当然含まれております。

第2点が新ガイドラインも参照しつつ、実質的に適切な環境配慮がなされているかを確認するということでございまして、経過期間中においても新ガイドラインを参照するという考えでございます。

環境社会配慮が適切でないと考えられる場合にはプロジェクト実施主体者に働きかける。これは新ガイドラインの中でも盛り込まれている内容でございます。

十分な環境社会配慮がなされない場合には融資を行わない。ここの3番目、4番目につきましては新ガイドラインと全く同じアプローチでございます。

それから経過期間中のもう一つの本行の対応でございますが、周知徹底への努力でございます。借入国、借入人、プロジェクト実施主体者に新環境ガイドラインの周知徹底を図るということでございます。できるだけ早く徹底するということで、経過措置期間内においてもできるだけ早く実質的に新環境ガイドラインが適用できるよう、我々としては周知徹底を図る所存でございます。

経過措置に関する質疑応答

(参加者A)

15日にもこの点で質問させていただいたのですが、ちょっと言い方を変えて、もう一つ自分が気にしていることを明確にしながら、きょうが最後ということですので質問させていただきたいのですが、例えば私が日常かかわっているところからいって一番気になるのは、やはり現地の地域住民、プロジェクトによって影響を受ける地域の住民の人たちの中に、このへんの程度は難しいですが、相当程度その反対の声があるとか、あるいは懸念を強く持っているというような場合、現行のガイドラインですと確かに協議が義務付けられているわけでもないですし、所定のある程度の形式要件を満たせば、現在の場合ですと融資の対象となっていくわけです。

しかし、新ガイドラインの場合はまさに基本的考え方の2に書いてあるように、そこのところを重視する。したがって、その経過期間が必要であるという書き方ではあるのですが、私とすればそこを周知期間の間にも何らかの適用をしないと、せっかくいいガイドラインができたのに、例えば半年後にやはりそういうようなケースでJBICが海外から批判を受けるというようなことになっては、

このプロセスの中にずっと目を向けてきた者としても非常に残念でならないということです。

それで具体的にうかがいたいのは、そういうような地域の住民から強い反対の声があるという場合、形式要件としては大体満たしているけれども、やはりそういうものがある場合、今までのガイドラインだった場合と、この経過期間の場合と具体的にJBICとしてはどのように対応を変えていくのか、あるいは変えていかないのか。それを義務というふうにするには、当然完全実施の来年10月というところまで行かないと完全義務であるというふうには言えないと繰り返し言われています。

しかしながら経過期間の中で新ガイドラインも参照しつつ、実質的に適切に行われるかどうかを見るというふうに書かれている場合、この地域住民の理解をちゃんと得ているかどうかというのは、今まで以上にしっかり見ていくつもりなのかどうか。非常に書かれている内容が曖昧なので、質問の仕方も曖昧になるのですが、そのあたりのJBICさんとしての姿勢ですが、そこは難しい、つまり基本的考え方の2に書いてある難しいポイントであるから、やはり完全実施を待たないとできないのか、それともこの3に書いてある「参照しつつ」の中に入れて、現地住民の声というのは非常に重要なものとして加味する予定なのか。その経過期間中のそのあたりの対応について、お考えを聞かせていただきたいのですが。

(本郷課長)

今の点について、お答えさせていただきます。経過期間中であっても、私どもとしてはできるだけ新しいガイドラインの考えに沿ったことがなされるよう働きかけていくつもりでございますし、今言われたようなケース、地域住民の中に強い反対があるようなケース、その場合には新ガイドラインで求めていると同じようなやり方ができないか、それは当然働きかけて、推奨していくということになると思います。

(森課長)

私のほうは特に円借款のほうを担当していますが、今の視点は非常に大事だと思っています。 実際問題として、今のガイドラインにおいて円借款については、特に地元からの強い懸念あるい は反対があるという場合は、我々は必ず現地に行って、本当に何が起こっているのかといったこ とを確認して、その後問題が生じないよう可能な限りの対応を働きかけるということは既にやって いるところです。

これは正直申し上げて、過去の案件において、そのあたりが必ずしも十分でなかったという教訓もあり、特にそういうところは注意してやっています。今既にそういう働きかけをしているつもりでして、新ガイドライン後もそれをさらに徹底するというところはぜひご理解いただきたいと思います。

(参加者B)

前回もう1回やっていただきたいとお願いしましたが、どうもありがとうございました。今のお話では非常に積極的な姿勢を示していただいて結構なのですが、そういうことがどこかに明確に表記されていないと、今言われたことが本当に実行されるか分からないので、そのへんの仕組みと言いますか、経過期間中の具体的な対応の仕方に関して、一つは文書で示すことですね。もう一つは、そのためにどんな仕組みを用意されるか。そのへんもちょっとご説明をいただきたいのですが

(参加者C)

今のお話をいただいて、私も少し安心したところがあるのですが、それでちょっと具体的にお聞きしたいのが、たぶん前に遡って準備段階で十分な住民協議をしているということが義務付けられているために、すぐ実施することが難しいというようなことで、こういう対応を取られるということ

ではないかと思うのですが、例えば具体的に今度の新ガイドラインでは例えばEIAの非常に初期の段階から情報公開、住民協議というのを義務付けていますけれど、例えばそういうことがなされていなかった場合で、かつガイドラインの考え方に沿って十分な環境配慮確認を行っていくということの場合に、具体的にどういうような形で対応をなされる考えでおられるのか。その働きかけをなされるということですが、つまり遡って情報公開というのはもちろんできないわけですから、そのへんを具体的な方法をお考えでありましたら教えていただきたいと思います。

(森課長)

円借款につきましてはご承知だと思いますが、例えば案件形成促進調査を活用することが考えられます。過去の案件でも廃棄物の案件等で、住民から必ずしも意見が反映されていないという指摘があって、それについてはこの調査のなかで、実際にコンサルテーションの場を持ち、意見交換をしていただくというようなやり方を取りました。こういったやりかたをこれから拡大していくということは、あり得ると思います。

国金等業務の場合ですと、案件形成促進調査に準ずるものというのは必ずしも今の段階ではないのですが、基本的には、借入人あるいは事業実施主体者に対してじかにこちらの問題意識を伝えて、こうでないとなかなか融資が難しいといった働きかけをしていくという方法が、今のところは現実的な対応かなという気がいたします。

(入柿課長)

文書で示すということと、体制の点なのですが、文書については後ほどもFAQという形で出てまいりますが、我々としましては、前回も申し上げましたが、今回お配りする資料、それからこのパブリック・コンサルテーション・フォーラムで我々の行った発言、いずれも文書に記録されていると思いますけれど、いずれに対しても我々としてはコンプライアンスの責任を持っていると考えておりますので、文書という点ではさらにFAQという形でまとめていくつもりではございますが、これまでにお出しした文書はすべてJBICの方針であると取っていただいて結構かと思っております。

それから体制の点なのですが、これは具体的には現在内部の審査の手続き等を新ガイドラインに併せて見直そうとしておりまして、それについてはガイドラインの施行に併せて、と言うよりも先ほど申しました本行の体制が整うという第1段階のところまでには完全に実施したいと思っておりまして、その中では体制もその新ガイドラインの施行に併せた体制をいち早く取っていくということにしたいと考えております。

さらに新ガイドラインの適用の点なのですが、完全施行は15年からでございますが、何度も申しておりますとおり、新スクリーニングフォームをいち早く使うということなりますので、とりわけカテゴリー分類等は新環境ガイドラインに基づいて、いち早く行うということにしております。その点でも、万全な環境配慮が確保できるというふうに考えております。

(参加者A)

1点、森課長の今のお話で案件形成促進調査の話があったので、おうかがいしたいのですが、 案件形成促進調査の場合、直ちに実施することはできないのかどうか。案件形成促進調査の場合も来年10月以降なのか。やはりJBICとして積極的に補足調査、あるいはEIAの補足調査という形でかかわるという意味からいくと、案件形成促進調査の場合、ある程度可能なところと言うか世銀タイプのかかわりに近いものがあると思うのですが、そういう意味では案件形成促進調査についてはもう少し実施時期に早めることができるのではないかというふうに思っていたのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

(森課長)

これは内部で十分議論をしなければいけないと思いますが、個人的にはそういう早い段階から、

なるべくこういった要件を入れることによって、よりいいものができると思いますので、新ガイドラインをなるべく準用する形で案件形成促進調査に関してやっていきたいと考えています。

そして先方政府として、ここだけはできないというところがあれば、そこはよく議論をして、なぜできないのかといったところを議論してゆくことになると思います。

やはり非常に環境にインパクトのあるプロジェクトなどについては、場合によって先方政府が受け入れられないものがあり、どうしても折り合わないという場合は、今回は融資承諾を見送るということも場合によってあるかもしれません。

いずれにしても、私どもとしては案件形成促進調査等で、なるべく新しいガイドラインの下でできるように働きかけていくつもりでございます。

(参加者B)

15年10月完全施行するという表現になっておりまして、これはこの前もご質問いたしましたが、10月までにという感じでできるだけ早いというようなニュアンスで考えると、10月よりも早く完全施行が始まることもあり得ると思うのです。それとも、これは10月というのはやむを得ないと考えておられるか。それが例えば10月までには完全施行という表現になれば、例えば15年の4月とか、5月とか早い段階で今言われたことをずっとやって行けば、行けるかもしれないので、そのへんでずいぶん姿勢が違うと思うのですが、これは10月というのはやむを得ないとお考えでしょうか。

私は、今みたいな積極的な対応をされますと、本当に今年の4月からスタートして1年ほどでほぼ完全施行に近くなる可能性はあると思うのです。ですから、これは10月と書いてしまうと、それまではどうも。そのへんがちょっと疑問と言いますか、このへんはもっと積極的な対応ができないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(本郷課長)

今の点につきましては、先ほど来、説明させていただいておりますように、経過措置期間でも実質的に同等の内容ができるよう前向きに働きかけ、また実際の内容についても取り組んでいく所存でございます。そういう点では実質的な完全施行というのは、平成15年10月よりも早くなす方向で考えたいとは思います。ただ、プロジェクトはいろいろ準備期間というものもございますし、元々非常に時間がかかるような内容を我々としてはできるだけ前倒し、前倒しで何とかできないかという工夫をしていくということで15年の10月という点を考えておりますので、気持ちとしてはそうなのですが、文書としてはやはり15年10月が適切ではないかというふうに考えております。

(参加者D)

前回は海外出張中で参加できなかったので残念ですが、今、いろいろご意見があった点について、こういう場ですが、一応考え方を申し上げさせていただきたいと思っています。

財政事情が非常に厳しくなり、ODAが削減され、円借款のための出資が非常に厳しく削られている中で、やはりいいプロジェクト、本当に途上国のために役立つものをぜひJBICにやってもらいたいと、私どもも考えております。

そういった中で環境に影響するような、あるいはカテゴリーAの案件について、なぜ今の時期にわざわざやる必要があるのかという疑問を、私どもは若干懸念しておりました。どういうことかというと、そういう観点に立てば、もう4月1日から新環境ガイドラインを実施してよいのではないか。その前であれば、何かいい加減なものでもやってしまう、融資してしまうというふうに取られかねないのではないかという懸念を私どもは強く持っておりまして、実は所管官庁としてJBICの人たちといろいろ議論をさせていただきました。

それで私どもも一つ納得しましたのは、いずれにしても環境に懸念のあるプロジェクトを、懸念を残したままやるつもりは政府としてもありませんし、JBICとしても全くない。したがって、先ほどJBICからの、実質的には今年の10月から新環境ガイドラインを始めるのだという意気込みで皆さんやられる。例えば環境アセスメントの現地公開も必ず新しいスクリーニングフォームではチェッ

クされるわけです。もしやっていなければ、なぜやっていないのか。その場合はどの程度影響があるのか、これを実質的に見ていただく。それから先ほども発言がありましたように実際に現場に行って確認される、そしてやはり環境への懸念を払拭して初めて進めていくという姿勢を、財務省としては一定の前進であったという評価しております。

前もこの場で申し上げましたが、環境の配慮は上流で早くやればやるほど、後々JBICのみならず、政府、税金、あるいは一緒に融資される事業家の皆さんのコストも結果として低いのではないかと、ナルマダで苦労した者としては強く思っています。その意味では少なくてもスクリーニングについては今年の10月から新ガイドラインに従ってやっていただくということは、私は評価できると思います。

また、その際にきちんと情報公開もされる。先ほどはウエッブで公開と言いましたが、もちろんウエッブを見た上でご疑問があれば、JBIC本行に来れば、おそらく情報公開のしかるべき手続きに従って、いろいろなものは情報公開される。そういうことで、ある意味で一定の外部からのチェックもされるので、そのへんの動きは私はたいへん評価したいと思っています。

ただ、個人的にはもう1点、できればがんばってもらいたい点がありまして、それはこれからの議論でもありますが、そういった苦情あるいは懸念が出てきたときに、JBICとしてどう処理されるのか、どういう手続きを踏まれるつもりなのか、どういう場を作って議論されるのか、この点についてもうちょっとがんばってもらいたいと思っています。

ただ先ほど入柿課長からあったように、少なくとも窓口は必ず作ります、そういう苦情も当然受け付けますという話が既に中でだいぶ進んでいると理解しております。あとは専門家の意見などを聞くような場を、この10月に併せて可能なかぎり作っていただきたいと、私どもも可能な限り働きかける予定でございます。

(参加者A)

もしかしたら、これは次のFAQで取り上げられるのかもしれません。もしそうだったら、その場で答えていただけばいいのですが、前回の中でいくつかFAQで書きますと言ったところに、この経過措置の部分もちょっと入っているのですが、例えばカテゴリー分類の結果の公開で、最初に基本的な考え方の1にありますが、これは10月を目途に実施していきたいと書いてあるのですが、このあたりのタイミングですが、十分な時間的余裕、それからEIAの公開などがもし可能な場合も、十分な時間的な余裕ということが、これまで言われてきているのですが、金融種類によって、あるいはスキームによってそれが違うというものも、一体どれぐらいの期間なのかを示していきたいと前回言われていたと思うのですが、やはりこれは我々もずっと気にしているところでして、情報公開のタイミングというのをぜひとも制定前に、ある程度の目途をお示しいただきたいなと思っています。

あとこれは確認というか、きょうは外務省や財務省の方も来ておられるようなので、もしJBICの方で対応しにくいところがあったら補足していただきたいと思って、改めて質問しますが、前回意思決定のところで山田課長のほうから、一応JBICのガイドラインとしての意思決定は融資契約であるというふうに言われたのですが、さりとて円借款のほうはプレッジなり、交換公文なり、日本政府として既に意思決定をするというところがあるわけですので、私としてはJBIC的にも、そこは役員会になるべきではないかなとずっと思っているわけですが、そのあたりについてはこの情報公開のタイミングということも含めて、改めて意思決定というところをどこに置くかということについて、JBICのお考えを確認しておきたいと思います。これは、もしFAQのところで取り上げるのであれば、それでもかまいません。

(本郷課長)

スクリーニングの時期でございます。私どもといたしましては、二つの条件を満たす場合、速やかにスクリーニングを行い、またスクリーニングを速やかに情報公開したいと考えております。その条件と申しますのは、一つは融資要請があること、二つ目がスクリーニングを行う十分な情報が得られているということでございます。この2点が基本的な考え方だと思っております。

それで具体的に典型的なケースをここで示しております。輸出・輸入・投資金融といった金融種類の場合には、通常、輸出入契約の締結等がございます。また投資でございますと投資計画の確定といったものもございます。いずれにせよプロジェクトの内容が固まったということでございます。その上で本行に対し、借入に関する申し込み書等の提出があったとき。これがスクリーニングを行うタイミングだと、私どもは考えております。このスクリーニングが終わった後、速やかに私どもとしてはカテゴリー分類の結果等についてホームページで情報公開する予定でございます。

それから次の種類としてはアンタイドローンでございます。プロジェクトの内容が固まり、これはアンタイドローンの場合はいろいろな形態がございますので、何々契約とか、何々計画というのは一概に言えないわけでございますが、いずれにしろ必要なことはプロジェクトの内容が固まるというのが条件でございまして、その上で本行に対し、借入国政府等より融資の要請があったとき、これがスクリーニングのタイミングだと思っております。

円借款については、借入国政府等より我が国政府に対し借款要請があり、我が国政府の決定を受け、本行が検討を開始したときがスクリーニングのタイミングだと思います。スクリーニングを速やかに、情報公開を行う予定でございます。以上です。

(参加者C)

スクリーニングの時期の問題と併せて、やはり前回も申し上げたのですが、情報公開をしてコメントを得て決定されますが、その期間の問題と、非常にここはかかわってくるので、やはり公開時期に、期間に関してももう少し具体的にお示しいただきたいのです。

例えば今ここでスクリーニングの時期に関してプロジェクトの内容が固まったときということでお話がありましたが、実は私たちNGOが働きかけをするときには、実はプロジェクト内容が固まってしまったあとでは遅すぎる場合がしばしばあるわけです。

つまりプロジェクト内容がフレキシブルな、できるだけ早い段階でやはり懸念をお伝えして、そこを対応していただくということが非常に大事ですから、実際に今これを見て私が持っている懸念は、プロジェクト内容が固まってしまって、環境上の理由からデザインを変更する余地がなくなってしまっている時期に情報公開されてしまうのではないかというのが一つです。

さらにコメントを行って、それが一体どのぐらいの期間受け付けられて検討されるのか。そこのところがさっぱり分からないということなのです。先ほど、情報公開に関しては、もちろんウェッブサイトのほうである程度言い合いがありますというようなことが出てくるわけですから、もちろんそこで申請をして、情報もこちらもいただくということになるでしょうけれども、やはり、例えばEIAなどをこちらの側で検討して、お伝えするというときに、最低限どのぐらいの期間でもって話が、少なくとも融資決定前に検討されるのかという目途もさっぱり分からないということであると、実はここは情報公開の意義そのものにかかわってくることだと思うのです。ですから、そこに関してはもう少し明確なお話をさせていただきたいと思っています。

例えば、ほかのECAでも、少なくとも融資契約の45日前には情報公開してコンサルテーションをします、というようなことが、これはカテゴリーAですが、やはり、少なくともそういう形で目途を示すというのは可能だと思いますので、そこのところが検討できないものなのか。ある程度、例えば輸出・輸入、投資金融の期限に関しては少なくとも45日前とか、円借款やアンタイドであれば、もう少しそれが具体的に日程、日数というのが考えられるということで、少しそこのところのある程度の目安というものを、ここでなくても結構ですが、少し検討いただくということが可能なのではないかと思うわけなのですが、そのへんをお聞きしたいと思います。

(本郷課長)

2点のご質問だと理解します。まず1点はスクリーニングの時期は分かったけれども、公開期間はどの程度かという点かと思います。もう1点はプロジェクトの内容が固まる前に情報公開をすべきではないかというコメントかと思うのですが、この2点という理解でよろしいでしょうか。

それではまず情報公開の期間でございますが、確かに他のECA、また国際機関等では情報公開の期間を明示しているところはございます。ただ、私どもは今初めてこのようなスクリーニングを行って、それを情報公開するということで、まさに立ち上げているところでございまして、具体的にどの程度が適当かという点につきましては、今後個別の経験を積み重ねながら検討していくものだと考えております。言われるとおり、金融種類ごとによって多少違いはあるのではないかという点も踏まえて検討していくことになるかと存じております。

2番目のプロジェクト内容が固まる前にという点でございますが、確かにそういうご指摘もあろうかと思います。ただ、一方では我々が金融機関としてプロジェクトを検討するに当たっては、プロジェクトの内容が固まらないうちに検討するということは不可能な点でございますので、私どもとしてはある程度プロジェクトの内容が固まるということが我々の検討の前提になるかと思います。

そのあとのプロセスといたしましては、我々が環境配慮確認を行って、改善していただきたい点等がある場合には、我々としては働きかけ、それでも十分な内容だと我々が認識できない場合には融資をしないということなるかと思います。

(森課長)

追加させていただきます。2番目の点ですが、やはり私ども銀行の特色といえるかと思いますが、世界銀行等と違うのはプロジェクトの最初の段階から携わるのではなく、プロジェクトのフィージィビリスタディが終わって、EIAもできて、プロジェクトとして相手国政府あるいは実施主体者がフィージブルと判断したうえで、融資をどうするかというところで、本行に対して融資要請がなされる私どもの業務の現在の流れとなっています。この流れを基本として、どれだけ早い段階で環境上の問題があるかという情報を取って、そのリスクの対応をどうするかというアプローチをとってゆかざるを得ないというのが現状だと思います。

その中で我々はプロジェクトを見るときに、代替案がどれぐらい検討されているか、それにともなって環境面についてそれぞれどういうような影響を生じうるのかとか、そういうところを検討します。かつ外部から懸念する声があれば、当然そういうところはより注意を傾けて、代替案の検討がどういう形でされたかとか、環境アセスメントがどのように作成されたかとか、さらに突っ込んで調べていくというような形で対応しているものである、現状の融資の制度のなかで環境配慮確認をしてゆかざるを得ないというのが一方で現実としてあるということはご理解いただきたいと思います。

ただ、なるべく早く情報を外部の人からいただいて、これは環境面でちょっと危ないといったものはよく心がけて話を聞いて、場合によっては事前に我々自身でも情報を取るということもやってゆきたいと考えています。

(入柿課長)

若干補足させていただきますと、どれぐらいの期間が想定されるのかということなのですが、例えば円借款ですと、我が国政府の決定を受け本行は検討を開始すべきとなっております。実際にローン・アグリーメントを結ぶまでには政府の決定というのがあるわけでして、これはそれよりもさらに前なのですが、OECDのルールとして、政府が一旦意思決定をしたあと、40日置かなくてはいけないというルールがあるのです。これはそれよりもズーッと前の段階ということになります。

それから輸出・輸入・投資金融、アンタイドローンですが、カテゴリーAに分類されるような大規模な投資プロジェクトといった場合に、皆さんがよくご存じだと思いますが、申し込みを受け付けてから10日で融資が決定するということは、まずあり得ない話でございまして、そこは十分な時間があると考えていただければと思っております。

(参加者E)

情報公開に関してなのですが、先ほど入柿さんからご説明いただいたように、確かに円借款に関しても、かなり早い時期から今回は公開が可能であろうということですが、それであれば、もちろん1年間のレビューの期間というのはおそらく必要だと思いますが、まずどれぐらいかという目途はもちろんつくかと思いますので、例えばこれぐらいの円借款であれば最低限120日前というふうに日程を設定して、それがどうしても難しい場合、あるいはもう少し広げられる場合に関しては、また今後のレビューの中で改定されていくというほうが可能だと思います。

また輸出・輸入・投資金融やアンタイドローンに関しましても、最低限これだけの期間は確保しますよというような約束は、ここまで新しい取り組みをされている中で、特に海外からの期待も非常に大きいところでございまして、積極的な姿勢はもちろん評価するところですが、最低限これだけは確保しますよというところはぜひ示していただきたい。

その日程の変更というのはもちろんその実施の中で逐次変更と検討がされてよいものだと思っていますが、最低限の約束を、できる範囲でしていただきたいということを、改めて強調させていただきたいと思います。

(参加者A)

さっきちょっと話をしたのですが、繰り返しになりますが、つまり情報公開の期間というのは情報が公開されて何日後に意思決定されるか、逆に言うとそういうことだと思いますので、重要なのは意思決定をいつするかだと思うのです。情報公開をいつするかというのも、もちろん重要ですが、ありていに言えば、一体いつ意思決定をするのかということになるかと思うのです。

そこで重要になってくるのは、やはりそれを、ローン・アグリーメント締結にするのか、それとも、その前の、政府としての意思決定がされる、プレッジ段階なのかによって、実質的に意思決定の期間というのは変わってくると思うのですが、そのあたりについて先ほどちょっと質問をしましたが、JBICとしては融資契約を結んだという時点だというふうに前回に山田課長が言われましたが、そのあたりについて、もう一度、つまり情報公開に十分な期間を持つという意味で、一体その情報が公開されてから意思決定までの期間をどこと見るのかということについて、もう一度改めておうかがいしたいのですが。

(山田課長)

ご質問、どうもありがとうございます。意思決定が何かということよりは、情報公開のタイミングについて回答します。円借款の場合は我が国の政府の決定を受けて、本行が検討を開始した時期にスクリーニングを開始するということですので、これは本行のアプレイザルミッションを現地に出す前に当然情報が公開されるというふうに、我々は考えております。

したがって円借款の場合は非常に足の長いサイクルがその後ありますので、通常ですと本行のアプレイザルミッションに2週間から1カ月ぐらいかかる。そのあと、私どもの中で資料をまとめて、それを政府に対してご説明するのに、さらに最低で1カ月ぐらいかかる。それから政府のほうで検討なさって、仮に事前通報をするにしても、そこからまた数カ月かかるというプロセスがありますので、仮に意思決定というのが一番早い、これは政府の意思決定が事前通報だというふうにしても、これであれば私どもとしては十分な期間が確保されているのではないかと思っておりまして、意思決定を何に置くかというよりは、実態的にこれであれば相当な期間を取れると、我々としては理解しております。

(参加者F)

この機会にちょっとお話をしたいと思いますが、あくまでJBICの環境ガイドラインであって、JBI Cとしてのプロセスについてのスクリーニングの時期、情報公開のタイミングということではあると 思いますけれども、少なくとも円借款に関しましては政府としての意思、あるいは決定があり、JBI Cにはそれを実施していただくという役割分担になっています。

その立場から申し上げますと、この紙をいただいて自分自身も一つ戸惑うところがあるのですが、円借款というもののスクリーニングの時期について、「政府の決定を受け」というふうになっていますが、政府として特定のプロジェクトに円借款を供与するということを決定してから、スクリーニングないしは情報公開されても何ら意味はないということだと思います。

これはたぶん国語の問題だと思いますが、私どもとしては各国政府との関係で、まず借款の要請というのをいただきますが、この要請段階ではいろいろな情報が錯綜していますので、一定の整理を経て政府として検討していくというようなことを、ある程度の考えを作るような段階がありますが、そういった早い段階でまずどういった案件が今後円借款のプロジェクトとして供与が検討されるのかいうことが、ある程度明らかとなった早い段階でスクリーニングの情報というものは公開されるというふうに、私は理解をしております。

したがってプロジェクトの融資が決定されてから検討していただく、あるいはその段階でスクリーニングの情報が出るということではなくて、こういった案件が、今後検討される案件の対象なのだということが明らかになった段階で、スクリーニング情報は出るのだというふうに理解をしています。

それから、情報公開と意思決定との関係ですが、意思決定というのはJBICの環境ガイドラインの上ではJBICとしての意思決定ということだと理解をおりますので、これはたぶん役員会か何かでLAの締結がされるということが、形の上では意思決定のタイミングということであろうと理解をしております。

ただし、従来のガイドラインの研究会のプロセスでもいろいろ議論がありましたように、例えば政府がプレッジという段階で意思決定をしてしまいますので、政府が意思決定をしてから、例えば情報公開がされて、例え100日空けようが、1年空けようが、そのあとでL/Aが行われるということであれば、私どもとしては政府が意思決定したものについてJBICがあとで、それをリジェクトするというようなことはないだろうと考えておりますので、実質的に、プロジェクトに対する円借款の供与といったようなものの意味の上での意思が固まった段階というものは、情報公開がされて十分な期間が経た後でなければいけないというふうに、理解をしております。

したがって、形の上ではL/Aの前に何日というような考え方なのだと思いますが、業界用語をご案内の方にはプレッジというのが政府として最初の意思決定するタイミングになりますが、そのプレッジというものは必ず一定の期間を経て、スクリーニングではなくて、情報公開が現実にされてから、さらに一定の期間を経てパブリックコメント等を通じて問題がないということが確認された上で、政府としては意思決定をしていくものだというふうに理解をしています。

もちろんその間、どれぐらいの日数を置くべきかというようなことについて、ガイドラインでどういうふうに書かれるかという点は、JBICで考えられるのだと思いますが、いろいろな国際機関ですとか、各国のプラクティスというものもありますので、外務省としてはやはり国際的な視点で、ある程度整合性のあるような期間が設けられるのが妥当なのだろうと理解をしているということであります

(参加者D)

国際機関のプラクティスというのは、我々としては十分尊重しなければいけないと思っております。例えば世銀の場合は120日間ですか、そういうのは、十分に検討しなければいけないと思っております。

それから円借款以外の部分についてですが、これも最終的にはJBICの環境ガイドラインですので、JBICがお考えになられるということですが、やはり各国のプラクティス、先ほど45日間という話がございましたが、こういうものは十分大切なベンチマークだなと思っております。おそらくJBICのほうでも、これより著しく短いということは試行期間であっても考えてはおられないのではないかと期待しておりますが、私どもはそういう考えでございます。

(山田課長)

すいません、事実関係だけ確認をします。今、最初にあった点で、文章上の問題ですが、円借款の場合、下から2行目ですが、「我が国政府の決定を受け」というのは、詳しく言うと、我が国政府のほうで「JBICの審査対象として決定をする」という意味で、政府が融資決定をするのは、ずっとあとでございます。さらに正確に書くと、「我が国政府の、JBIC審査対象案件の決定を受けて、本行が融資を検討したとき」ということで、先ほども最初のときに申しましたように、それはJBICのアプレイザルミッション、現地に行きますが、アプレイザルミッションの前であるという理解です。そこだけちょっと補足させていただきます。

(参加者B)

ちょっと確認させていただきたいのですが、そうすると審査案件としての決定という意味ですね。 それは今表現を変えていただくということで。それはプレッジよりもかなり前という話でよろしいで すね。はい。

(参加者C)

今のを受けてお聞きしたいのですが、一つは例えば今さっき実質的にプレッジの前に十分な期間がなければいけないということで、例えば政府として、ある程度プレッジの前に120日みたいな形でガイドラインでも、今後検討していくことが可能かどうかということ、これはJBICさんではないですけれども、ちょっとお聞きしたいというのが1点です。

それから最初に本郷課長から、今後情報公開の期間に関してはいろいろなケースがあるということで、経験を踏まえて検討していかなければいけないというお話がありましたが、それでは例えば施行を始めてから一定期間をもって、ある程度もう少し具体的な個別のケースごとにコンサルテーションも含めて検討を、ある程度ガイドラインという形で、つまり明文化していくということをお考えになっているのか、あるいはぜひこれはやっていただきたいと思っているのですが、そういうことを検討されているかどうかをお聞きしたいと思います。

つまりやっぱり次のFAQのお話にもありますが、やっぱりこういうプロジェクトの融資のタイプで、だいたいこれぐらいの情報公開期間を持つというようなことは、やはりFAQという形では不適当かと思いますので、これはできれば一定期間を置いて具体的にこのようにJBICとして1年間やってみたところ、やはりこういうのがよいのではないかと思うというようなことで、やはりそこはオープンに議論をできればというふうに思っておりますので、その2点についてお聞きしたいと思います。

(参加者F)

最初の点だけ、先にお答えさせていただきたいと思いますが、実は円借款というのは、普通、年次というような形で、今まで1年のサイクルで各国から要請を受けて検討して、最終的にE/Nという政府間の交換公文の取り交わしがあって、それを受けてL/Aという形でJBICに契約していただくというスキームになっております。年次でやっている国、そうでない国といろいろありますが、私どもとしては今般の環境ガイドラインといったものが実際に施行されるに当たって、そういったサイクルについてかなり大幅に見直す必要もあるだろうというふうに、理解をしております。

具体的に、例えば紙にするのかとか、どういった形にするのかというのはありますが、外務省、財務省、経済産業省、政府のこの主管3省が知恵を持ち寄って、ガイドラインが実施されるときに、例えば政府としては、いつ頃、要請書をもらわなければいけないのかとか、相手国にどういったことをお願いしなければいけないのかといったことの全体を見直した上で、少なくとも作業をする立場の人間の間の業務マニュアルみたいなものと言いますか、どういった形でだいたいスキームを回していくのか。今でもだいたいプロジェクトサイクルという図を外に出してありますが、それが具体的にどんな構造が変るのかということをよく考えて、外に出すか出さないとは言及できませんが、そういったものをすべて見直した上での整理をしたいと考えております。

ちょっとこの機会に、前のところでお話しなかったので、ひと言だけ付け加えさせていただきますが、経過期間をいただくというのは実はそういったこともありまして、政府の中での協議にも時間を要しますが、相手国との関係に責任を持つ外務省の立場としましては、JBICからも現地を通じて相手国の実施機関と議論していただいておりますが、パブリックコメントに出た案をもとに、あるいは昨年の早い段階からいろいろなプロセスを通じた各国政府とは非公式に情報交換を行っております。したがって、そういった各国との話し合いも続けていきながら、具体的にどうやって回していくのかということを、これからきちんとしていきたいというふうに考えております。

(参加者G)

アンタイド、円借款については私どもは特にコメントはございませんが、輸出金融、投資金融についてはやはりケースバイケースでスクリーニングの時期、情報公開というのは考えていただきたいと思っております。特に輸出については成約段階で御行に報告するわけですけれども、別にそこで契約が必ずしも取れているということではなくて、あくまでも、subject to finance closeということで、何日以内にファイナンス・クローズすれば契約がイフェクティブというケースが大部分ですので、そのへんの、お客先に付けられた条件も十分御勘案いただいて、ケースバイケースで対応していただきたいと思っております。

もちろん7日間、公開すればいいじゃないかとか、そういうことを言うつもりは全くありませんけれども、客先との条件等をもっと勘案いただきたいということです。

あと、投資金融にしましても、新規で投資する場合には当然それなりの期間も必要なのでしょうけれども、既に合意していて、環境問題についても全く問題ないと御行がモニタリングされていて、全く問題ない案件について、例えば途中で増資をするとか、追加の資金が必要になった場合に、御行に投資金融で資金をお借りするという場合には、そんなに期間をかける必要もないのではないかということもありますので、輸出あるいは投資金融についてはケースバイケースで柔軟に対応していただきたいと思います。

(本郷課長)

まず私どもは先ほど申し上げましたように、私どもが融資の対象としておりますのは多様なプロジェクトでございまして、私どももこの点につきましては経験を踏んでいくことが大切だと理解しております。その上で、やはりガイドラインというのは、できるだけ分かりやすいというものが望ましいと私どもも思っておりまして、明示できるということが可能であれば、それが当然望ましいものだと思っております。

ただ、一方で今のようないろいろな事情がございます。プロジェクトの背景等もだいぶ違うことがございますので、我々としては、例えば具体的にどの程度の期間が適当なのか、あるいは期間を明示することが可能なのかどうか、また同時にFAQが適当なのか、こういった点すべてを含めて経験を踏まえて検討していきたいと思っております。

それからもう一つのポイントといたしましては、我々としてできるだけオープンなプロセスでということは当然大事だと思っております。仮にFAQという形で私どもが考え方を示した場合には、それは当然公開されることになると承知しております。

(参加者C)

ありがとうございます。今のお話はぜひオープンに検討を進めていただきたいと思っておりますし、私たちNGOとしても、すべての案件に対して全部何でもかんでも公開しろと言っているわけでもありませんので、ぜひそこは企業さんのご事情も、私たちも理解したいと思いますし、環境上の懸念ということもありますので、ぜひ例えば施行1年ぐらいたったところで、経験を踏まえて検討をぜひオープンにするということで、ぜひこの点はご検討いただきたい。

やはり5年後の見直しという時期では非常に遅すぎますので、そこは非常に私たちとしてはぜ ひ早い段階で明文化をできる範囲でしていただくということをお願いしたいと思っております。

(参加者E)

私自身は、このガイドラインを制定するに当たって、非常に欠けているところは、やはりこの情報公開の日程のところだと、海外からも指摘を受けておりまして、この日程の設定を施行の前までに、例えば途中の経過措置を置かれるということですから、このときまでに最低限日程についての目途を発表されるとか、ある程度の目途を示していただかないと。

もちろん積極的に情報公開をして、意見交換をしていこうという姿勢は出されていると思いますが、これは特に環境のアセスメントの情報などに関してはカテゴリーA、環境の影響が一番大きいものだけですから、そういったものに関しては最低限の協議の期間を置くというふうな真摯な姿勢を出していただきたいですし、それは経過措置期間の間にご検討いただいて、最終的な10月の完全施行のときにはコンサルテーションを得て発表していただくというふうなプロセスを検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(参加者D)

期間については、私どもは施行期間であっても、できれば一定の目安みたいなものはぜひ考え 方なりを明らかにしてもらいたいと思います。そうでなければ、関係者、相手国もそうですし、それ から、民間の皆さんにも、JBICが一体何を考えているのか分からない。そういうのは、やはり関係 者の手続きの進行からすると、全くケースバイケースで何の目安も立てないというのは、私はあま り現実的ではないような気がします。

もちろん試行期間ですから、あとから思うと、これは少し長すぎたとか、短すぎたというのはたくさんあり得ますから、それはその都度、別に頻繁に直してみても僕はかまわないと思いますし、いろいろなプロジェクトがありますから分け方で3分類がよいのか、5分類がよいのか、10分類がよいのか分かりませんが、やはり何らかの目途があったほうがよいのではないかと思います。

先ほどの方も別に1週間とは言いませんというお話がありました。まさにそういうみんなのある 程度の常識なり、相場感みたいなものはあると思いますので、それが最終的に間違えていたから、 あのときは失敗しましたねといったことを言うのではなくて、やはり一定の目途をつけるべきだと思 います。

余談ですけれども、財務省も3年ぐらい前にずいぶん批判されました。それはやはり裁量行政である、何の基準もなく、どういう判断で、どういう(行政)をされているのか全く分からないと。納税者から見れば、そういうことは非常に厳しく批判をされました。やはり一定の政策の考え方のよってしかるべきところを、私どもも明らかにすべきだと思っております。ましてこういった環境案件に関して、あるいは商売の皆さんは非常に重要なプロセスについて、やはり一定の目途を、幅があるのは僕はかまわないと思いますので、そういうものはある程度、FAQでもかまいませんので明らかにされたほうが関係者の取引の安定といった観点から必要なのではないかと思います。

(参加者G)

であれば、例えば輸出や投資金融については、幅を設けて、例えば2週間から45日の範囲内で御行がケースバイケースで決定するというような形も一つの考え方ではないかと思います。

(参加者F)

ちょっと違ったお話をして恐縮ですが、今般のガイドラインを作成するに当たっての当初の目的というのは、国際金融の勘定と海外経済協力の業務についての統合したものを作ろうというところから出発していたと理解をしていますが、その点からすると私ども自身は円借款のほうしか見ていないものですから非常に恐縮ですが、既に半ばコンセンサスだと思いますが、二つの勘定について同じ日数の規定を設けるということになるのだとすると、これはちょっと難しいかなと思うところがあります。

したがって当初のガイドラインの主旨というものは、一つの統合したガイドラインを作ろうということだったと思いますが、必要な部分については書き分けるということがお許しいただけるのであれば、例えば国際金融関係の勘定については何日ぐらいであるとか、経済協力の業務については何日ぐらいというような、具体的に日数をどう書くかという点は別として、考え方を整理する上でも、この部分については円借款というもののサイクルを見ている立場からは多少分けていただかないとできないのかなという感じはいたします。

それがお認めいただけるのであれば、目安というものはないよりは、あったほうがよいということは一般論として正しいと思いますし、以後このガイドラインに即して果たしてレビューが行われたのかという挙証責任を負う場合に何も根拠がないと、果たしてそれを満たした、満たさないという議論になったときに辛いということもありますので、いろいろな人が合意できる範囲であれば目安はないよりは、あったほうがよいという点については完全に賛成いたします。

ただ、その際に私どもとしましては日本の中でのJBICとしての環境ガイドラインを定めるということではありますが、相手国との外交ということを担当しているという立場もありますので、先ほども申し上げましたように各国ともいろいろ議論しながら、どういった感じであればお客さんの側からも認められるような範囲であるのかということについては配慮をし、お話をさせていただきながらということで考えさせていただきたいと思います。

(参加者B)

今のお話のように、統一ガイドラインを作るということで始まっていますね。統一の意味合いというのは、やはり基本的な原則は統一しようということだと思うのです。ですから、書き分けるという表現がちょっといけないので、基本的にはあるポリシーがあると。そのポリシーは例えばこの期間に関してはそれぞれの業務の内容とかに応じて、必要で適切な期間を設けるという原則を決めたのだ、それが事業内容によって変るのだというようなことで、統一的なものをちゃんと示した上で、ケースバイケースであるという表現をしないとちょっと誤解を招きますから、そういうことでお願いします。

(入柿課長)

ほかにございますでしょうか。それでは、この点につきましては、おそらく今我々のほうで作ろうとしているところでございますと、現段階では若干ガイドライン本文に書き込むのはなかなか難しいと思っております。現在の方針でいきますとFAQの中に、ある程度の日数の目途を書き込むということにして、そのあと運用状況を見ていただいて、そこで不都合が出てくるようであれば、その段階でいろいろご意見をいただいて、それで積極的に見直すということにしていきたいと考えております。この点、それでよろしゅうございましょうか。

(参加者G)

確認なのですが、その日程等に関して、今後いつまでにというような日程は定められるのでしょうか。それとも施行前までに、4月1日までにある程度の目途を示されるということなのでしょうか。 ちょっとそのあたりのことをはっきりとお聞きしたいのですが。

(入柿課長)

FAQにつきまして4月1日までということは、なかなか難しいと思うのですが、完全施行というより、むしろ施行前、体制が整い次第、情報公開を開始するとしておりますが、この体制が整い次第の中にその点も含まれていると考えていただければと思います。

それでは次のパートに進ませていただきたいと思います。

競争関係への配慮に関する記述に係る修文案について

(本郷課長)

この点につきましては前回のパブリック・コンサルテーション・フォーラムで文言の修正を検討したいということを申し上げました。原科先生からのアイディアも踏まえまして、私どもとしては修文案というのが下のほうにございますが、「競争関係を踏まえ、借入人等の商業上の秘密には十分配慮し」というような形で修正したいと考えております。

競争関係への配慮に関する記述の修文案についての質疑応答

(参加者D)

ここの修正案については特に異論はないのですが、全体的な話として競争関係ということに関する配慮というのが、やはりちょっと欠けていたのかなという気はいたしております。本来、ここの情報公開のところで、競争関係についてリファーするのではなくて、本来は前書きの部分とか、出だしの基本方針で、競争関係にも配慮するということをリファーしていただきたかったのですが、もう既にガイドライン案というのは最終案に近いものができていますので、今さら言ってもしょうがないのでしょうけれども。ただ、国際協力銀行法の総則の部分でも、我が国の輸出入もしくは海外における活動の促進に寄与するためにということで、御行の設立目的が謳われているわけですから、そういう意味では、ECAとしての側面もお持ちである御行が、競争関係に配慮するというのはしごく当たり前の話だろうと思っております。以上です。

(本郷課長)

私どもとしては、今言われたようなご意見は十分踏まえて実際のガイドラインに基づいた環境配慮確認を行っていきたいと考えています。もちろん適切な環境配慮がなされるというのは前提だと考えております。

(藤田課長)

1点、追加します。今のコメントに対して、コメントさせていただきたいと思います。基本的には競争条件と言われておられるのは、輸出信用の世界でのお話だと認識しております。前書きにおきましては今回最終案をドラフトするに当たりまして、公的輸出信用政策と環境保護政策との一貫性を求める環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチうんぬんということで、これを踏まえて策定したものということで追加をしております。基本的には本郷がご説明させていただいたとおり、本件につきましては皆様のお声を踏まえた上で、私どもは今後運用していきたいと思っております。

(参加者H)

今の競争関係のところですが、具体的には書き方としてはこういった書き方でよろしいかと思うのですが、ちょっと全般的なガイドラインを作成される考え方、姿勢につきまして業界側としては強く申し上げてきたことは、環境についての配慮というのはもちろん当然するべきであると。ただ国際競争がありますので、そこで不利な形にならないようにというのが一番の希望ということだと思います。

それでこのガイドラインというのが例えばOECDのコモンアプローチとの相違があって、それが原因で日本勢が失注する。それで例えば違ったガイドラインに基づいた外国勢が受注する。結果、例えば環境が破壊されるという形が最悪の形でありまして、環境も守られない、日本の産業界も痛手を受ける。こういう結果はNGOの方々の目指しているところとも異なってくると思いますし、

産業界の利益にも反するということだと思います。

したがいまして、これからJBICのほうでいろいろな意見を取りまとめられて最終的な形を決められると思いますが、その過程でやはり国際的な競争と言いますか、諸外国のガイドラインとの違いとか、どういう形で現れてくるのかとか、そういう点をよくご検討いただいて、最終案としてまとめていただきたいと思っています。

私ども産業界としては、日本の業界が受注する、そして利益を上げるというのは基本の目的でありまして、そこで税金を納めるということをやっている立場から、そういうお願いをしたいと思うのです。

(参加者I)

ただ今のことに引き続いての話なのですが、今後OECDのコモンアプローチと、このJBICの新しい環境ガイドライン、どちらが内容的にどうなのかということをここで議論するわけではなくて、最終的にJBICさんは非常によいものを作り上げたという自負があられるということであれば、最終的にOECDのコモンアプローチも同じ基準にみたされるように働きかけていただけるのかどうか。これが今後の大きなテーマになってくるのではないかと思うのですが、そのことについてはいかがでしょうか。

(藤田課長)

お答えさせていただきます。まさに今言われたとおりだろうと思っております。本件、環境ガイドラインを私どもが作成するに当たりまして、OECDのコモンアプローチとの関係、また日本企業の競争力維持という関係を、これは両方とも斟酌した上で、今回このような形でドラフティングしております。

そういう意味では、最初に言われた方は、他国がこれよりも緩いガイドラインで案件を取るといったようなときが問題なのではないかというのは、まさに言われたとおりでございまして、今日は外務省の方、財務省の方、経済産業省の方もおられますので、むしろOECDの場において、コモンアプローチの見直しということは、またアジェンダとして出てきておりますので、その場で議論をさせていただくようお願いしたいと思っております。

また、これは以前からも申し上げているとおり、観念論的に、競争的に問題があるというご議論がありますが、基本的に具体的に事実としてどういうところが競争上問題になるのかといったことについては、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。そういう意味では、それがために欧米勢との間で仮に競争に負けました・負けそうですというような事例があるのであれば、それをFAC Tとして私どもにお伝えいただきたいと思います。

私どもの認識としては少なくともアメリカについては、私どものガイドラインと同等もしくはそれ以上のものを目指していると承知しておりますし、欧州におきましても私どものガイドラインを参考にしつつ高いレベルを求めていると聞いております。

そういう意味では欧米各国とも同じような動きになってきているというような認識でございますので、仮にどこかの国がそれを出し抜いてやるというようなことがもしあるのであれば、その案件について、私どもが営業の窓口でお話を是非ともうかがうということになるかと思います。その場合には、私どもとしましてはOECDの場で、それの善処を求めていきたいと、またそういう場もOECDにはあるというように承知しておりますので、そのような形で対処していきたいと思っております。以上でございます。

(参加者B)

今JBICの方々に積極的にご発言いただいていると思いますけれど、私はこういう環境配慮を積極的に進めることは、実は経済戦略上、むしろ力になると思うのです。アメリカも、ヨーロッパもそういう戦略を取っています。環境に配慮することを差別化するための条件にしています。

例えばISO14000、10000とか、これは取得することがむしろ貿易戦略上、力になる。だから、

そういう世界の動きを先取りして、環境配慮を積極的にやっていくことが、むしろ経済的なメリットを生むということは、私はずいぶんあると思います。アメリカはそういう戦略を取っています。ヨーロッパもそうなっていますので、今言われたとおりだと思うのです。

そういった観点から言うと、今JBICの出されたガイドラインはまさにOECDのコモンアプローチを変えていく。それは相当強い力になると思います。それは、世界のNGOの力が今は無視できないですから、おかしなことをやれば、別のほうからリアクションが来てしまうのです。実際にそれは困ります。

例えば愛知万博。私は今、経済産業省でアセスメントの委員をやっていますが、あれは計画が大きく変りました。理由は環境配慮が不十分であったために、世界のNGOが反発したのです。それはどうなってくるかというと、万博主催者が、実は経済的制裁を受ける可能性があったのです。ですから、国際博覧会協会はこれを察知してプッシュしたのです、ちゃんとNGOの声を聞けと。その結果、大きく計画は変りました。今はそういう時代なのです。

ですから、今JBICの方が言われたような姿勢が、これから本当に国際協力銀行にとってもよいことだし、むしろ日本の産業界にとって、世界をリードしていくのにたいへんによいアプローチだと思いますから、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

(参加者E)

NGOとしても、日本だけが変ればよいというふうに、もちろん思っているわけではございません。これは世界の主要な各国が動きを取らないと、まさに言われたようにレベルの低いほうにプロジェクトが行ってしまうという可能性がありますので、私どもはもちろん日本のNGOとして、日本の政府、日本の機関に働きかけをしておりますが、お話がありましたようなOECDとの場、あるいはG8との場、あるいは各国の政府のほうにも具体的にNGOとして働きかけをしておりますので、そのあたりについては、NGOとして日本だけが変ればよいと思っているわけではないというところをお話ししておきたいと思います。

FAQに係る本行の考え方の説明

(本郷課長)

FAQについてでございます。よくあるご質問というふうに私どもは理解しておりますが、ガイドラインのテキストは、本行が支援する様々なプロジェクトに対応するよう、一般的な表現ぶりとなっております。したがいまして、より個別具体的にどのような環境社会配慮確認を行うかについては、それぞれのケースに応じて、その背景にある考え方等につき分かりやすい説明が必要だと考えております。

大きく分けますと考え方、背景に属するもの、またより個別具体的に必要な解説。例えば先週金曜日にお示しさせていただきましたが、国際的基準、グッドプラクティスというのは、どういうものか等、こういったものについてはできるだけ分かりやすい形での説明が必要だと考えております。こういった観点からFAQを準備させていただいております。

FAQの位置付けでございますが、FAQではガイドライン本体を構成するものではありません。ただ、ガイドラインのテキストを補足説明するものでございまして、本行としましてはその内容に従って実際に環境社会配慮確認を行うこととなると思います。いわば環境社会配慮確認におきまして、ガイドラインに準じた扱いになるというふうに考えております。

また、こういったFAQにつきましては、順次実際の経験を踏まえまして、内容を拡充させていくことが必要だと考えております。一過性のものと言いますか、その時点で固定するものではなくて、実際に我々は数多くの案件の環境社会配慮確認を行っていくわけでございますけれど、そういった経験がこのFAQの中に蓄積されていくべきものと考えております。以上です。

FAQに係る質疑応答

(参加者E)

もしかすると前回出た議論かもしれないのですが、このFAQというものは遵守を判断する際にその対象になるのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

(本郷課長)

私どもが、実際の環境配慮確認を行うに当たっては、やはり皆様と理解を共有する必要があると思っておりまして、そういった観点からFAQというのは使うことになります。したがいまして、このガイドラインの中におきまして、我々は環境配慮確認を行う。その結果については契約上に反映されていくというプロセスを予定していますが、FAQの部分についても同様に環境レビューの中に反映され、その結果は契約上に反映されていくべきものと考えております。

(参加者A)

いくつかあります。一つは今本郷課長のお答えになったのは、契約書の中に反映するというFA Qの内容というのはよく分からなかったのですが、それは確認をしたいというのが1点です。

もう一つはやはり、かなり重要なものがFAQに回っているというふうに理解をしているのです。 例えば前回森課長のほうから住民移転のことについてお話があり、これもFAQの中に入るという ことでした。住民移転というのは、言いぶりは立ち退きガイドラインと呼んでいる人もいますが、住 民移転についてはやはりきちっとしたガイドラインを作るというのがふさわしいのではないか、社 会配慮のいくつかガイドラインが必要ではないかという議論の中でも、取りあえず今はFAQでとい うふうな対応を考えていると言われています。

そうすると、FAQそのものが相当内容の濃い、しかも実質的なプロセスや手続きを定めたようなものになるのではないかとイメージしておりますし、例えばFIについても具体的に金融仲介者を通じた環境配慮というのはどういうものかという、これもFAQに持っていく。しかもモニタリングについてもケースバイケースで、これもFAQに持っていく。それから情報公開の期間についてもFAQである。かなり重要なものがFAQに行ってしまう。しかもそれが制定前の現段階でテキストになっていないということについては、繰り返し、「これでよいのでしょうか」という疑問を投げかけてきたのですが、少なくとも重要と思われる点についてはFAQの案文を出しておくべきではないかというふうに思うのですが、その点、いかがでしょうか。

(本郷課長)

まず第1点でございますが、プロセスといたしましては、環境配慮確認、環境レビューを行うに当たっては、我々が踏まえるべきものは環境ガイドラインになるわけでございます。ただ、それだけではなくてFAQという形で準備した我々の指し示した考え方、あるいは具体的にこういうときはこうしますよという例示として示すもの、こういったものも併せて私どもは活用しまして、環境レビューを行うということでございます。

したがいまして、FAQに具体的に書かれていた内容は環境レビューのプロセスで使われます。その環境レビュー結果は、次のステップとして融資契約上に必要な部分は反映されていくという流れでございます。インダイレクトと言うのでしょうか。そういうような位置付けになっていくと思います。

2番目の点でございますが、FAQは非常に重要だという点での理解は共通だと思っております。 FAQはガイドライン本体では書き切れないと言いますか、ガイドライン本体は先ほど来、説明させていただいていますが、かなり一般的な部分で書かざるを得ないということで、分かりやすい説明が追加的に必要になってきます。そういったものを示すという点で非常に重要だと理解しております

これにつきましては、現時点ですべてFAQを全部準備できるかというと、必ずしもそのようには 考えておりません。FAQの中にはおそらく二つのグループがあるかと思います。一つは考え方、 なぜこういうことにしたのでしょうかという考え方です。それから我々のポリシー的なものを示すようなもの、これが一つのグループ。それからもう一つは具体的な個別具体的な解説。例えば先ほど申し上げました国際的な基準のグッドプラクティスとは、どういうものを参照するのですかといった点で、それはこうこうこういうと。こういう二つものが入ってくると思います。

そういう意味で、特に後者の部分については、すべての部分を現時点で準備することはなかな か困難です。必要に応じて準備していくものだと考えております。

ただ、前者の部分については現時点でもかなり準備できるであろうと、私どもは考えておりまして、先週金曜日に示しました対照表というか、パブリックコメントに対します私どもの考え方というのは、それに該当するようなものだと思います。

(入柿課長)

これまで繰り返し、いろいろなドキュメンツの中で、我々の考え方をご説明させていただいていますが、あれがすべて基本的にはFAQに入るものと考えていただいて結構だと思います。

(参加者A)

その点は理解しているのですが、なぜここを言うかというと、FAQについては議論する場がないわけです。つまり今後モニタリングをこうやりますというのを、ポンとある日突然FAQとしてウエッブに出る。あるいはFIについての金融仲介者への審査というのは、こうこうごうですというのが出てくる。あるいは住民移転についても、前回も森課長がお話ししたようなものが、こうした様々な議論を経ないで、一応行内のこととして出てくる。そういうことについて、私は危惧をしているというか、やはりガイドラインの本文に準じるぐらい重要なものがFAQの中にあると私は思っていまして、本郷課長が二つにお分けになったのと同時に、私もFAQの中には十分JBICの考え方として示していただけば、それで我々がクリアになるという部分と、やはりもっとちゃんと議論をしなければいけない部分、例えばそのモニタリングについてそこで詳しく書かれるとか、そういう点はやっぱりあると思うのです。

ですから、もしFAQという形でそうした重要なものを出して来るのであれば、それについてもやはり意見を求めたり議論をする場を設けていただかないと、JBIC側の考え方ですと言ってFAQとして出されるだけではとても十分ではないのではないかと思う点が含まれているというのが私の意見なのですが。

(参加者C)

今の点は私も同意見なのですが、例えばFAQの中で今すぐ用意されるものと、これから少し時間をかけて用意されるものがあるということであれば、ある程度施行期間までの間にスケジュールを具体的にお示しになるということは可能かと思いますので、例えば実際に4月までの間には、この項目に関してFAQという形で用意して、この期間に議論をしますというようなことでお示しになることは可能ではないかと思いますので、ぜひそれはお願いしたいと思うのですが、それとFAQという位置付けが非常に曖昧かなと思いますので、よくあるご質問に答えますという形では、これが実際にガイドラインに準じることのポリシーに近いものなのかどうかというところは、非常に曖昧な位置付けだなと思います。

ですから、これはやはりある程度ガイドラインのアペンディックスみたいな形できちんと位置付けられるということが、実はやはり望ましいのではないかと思いますが、FAQはFAQで実際また事業者の方がご覧になるものもあるのでしょうから、そこは少し言い方は考えられたほうがよいのではないかと思います。以上、2点です。

(本郷課長)

今の2点、答えさせていただきます。私どもは現行示させていただいているガイドラインで必要

な事項というものは、十分入っていると考えております。むしろFAQというのは、追加的に準備されるものと考えております。ただ、この中で実際にガイドライン本体の中に入れるべきものがあれば、それは将来我々が見直すプロセスの中で当然入れていくべきものだと思っています。反映されるべきだと考えております。これが第1点でございます。

スケジュールにつきまして関連しますが、私どもの非常に重要な部分というのは、既にパブリックコメント期間中に相当たくさんのコメントをいただいておりまして、それに対して先般私どもの考えという形で示しておりまして、仮に二つに分けるとすれば非常に重要な部分というものは基本的には既にあそこに示されていますので、それをご覧いただければと考えております。

(参加者F)

FAQに関して二つお話をしたいと思います。一つはFAQと言うからちょっと議論が混乱するのではないかと思うのですが、よくあるFAQというのはウエッブなどにいろいろな問い合わせが来て、こう書いてあるのだけれど、ここはどういう意味なのですかというのが来て、よくある質問だから、それの答えを書いておくと、みんながそれを見て対応ができるようになる。そういう意味について言えば、そういったものはあったほうが非常によいと思います。

それから、想定FAQについてまで何らかのプロセスを経て出さなければいけないかというと、そういったリアルタイムの問い合わせに機敏に対応するためには、銀行のほうで処理をされていくべき部分というのは当然たくさんあったほうがビジネス界にとってもお客さんには非常に便利だということだと思います。これが1点目です。

私が申し上げたいのは、FAQという形で処理をすべきものと、今、本郷課長からちょっと言及がありましたが、ガイドラインに書き切れていないようなものがあるのではないかという部分については、これは役所の言葉で言うと、法律、政令、施行規則というふうに段階があって、きちんと紙にするというものがありますが、そういったもので対応すべきものについては、逆にこれまで非常に透明なプロセスを確保してやって来たという議論の仕方も準用していただいて、何らかの透明なプロセスを経て議論をした上で、この部分については将来に新たに追加的に決める必要があるので、ここはこういうふうにしますとしていただいたほうが省の人間の立場というよりも、研究会にずっと携わってきた人間としては、せっかくやってきた話ですから、そういった精神で対応していただく。

すなわち、先ほど、「いくつかの点について」ということがありましたが、どれがよいのかというのは今後整理を要すると思いますけれど、例えば、一つ気になっていますのは、苦情処理についてどうするかという部分については研究会の段階ではかなりいろいろ書いてあったのに、今般は適宜対応しますということにしかなっていませんから、例えばそういったような部分で細則で、どういった苦情を受け付けるのか、どういった人がどう処理するのかといったことについては、FAQでは処理されるものではないと思いますので、そういったFAQで処理される範囲を超えるようなものについては、ある一定のプロセスを作って施行されるまでに何らかの紙できちんと出すというようなことをお願いしたいと思います。

(参加者D)

私も全く同意見でありまして、名前をどう呼ぶかではなくて、実質的にそこに何を書いているかが問題であろうと思います。ですから、中身として新しいものではなくて単にこれは説明しているというものまで一定の手続きを踏んでお答えするのは、やや煩瑣なので、そのへんはうるさくいうつもりはありませんが、実質的に、例えば、今の苦情処理の仕方や、あるいは先ほどの話のあった住民移転の配慮の仕方、それから先ほどの情報公開に当たっての期間の設け方、こういったものは本来パブリックコメントの主旨からすれば、きちっと一定の意見を吸収すべき事項なのかもしれないと、個人的に思います。

そういうものについては10月に大きな一つの施行がなされるわけですので、それまでの間に十分透明なプロセスを持って機能して皆さんの意見も反映しながらぜひ作っていただきたいなと思っております

ただちに今重要なものについてすべて書けと言っても、なかなか事務的に大変かもしれません

が、少なくともこういう項目については実質的にそういう意味がありますというものは早く整理していただいて、4月1日前に皆さんにウエッブに載せるなりして、こういった項目についてはきちっと今年の10月前に、十分な移行期間を持って皆さんに意見を求めますという形をぜひ取っていただければと思います。

また政府の立場からして、各国政府に説明すべきことも中にありますので、なるべく早くそれは 実はやっていただかないと政府としても外交上の理由からもいろいろ差し障りがありますのでご 配慮いただければと思います。以上です。

(入柿課長)

FAQという名前につきましては、いろいろとご心配いただいておりますが、我々としては何度も繰り返しになりますが、我々を縛るものであるという位置付けは変りませんし、異議申立ての点につきましてもFAQに全く反しているではないかということも、十分異議申立ての理由になるというと考えていますので、名前についてはお任せいただきたいと思っております。

それからご意見をうかがうという点についてですが、これはもちろんそうしたいと思っておりまして、FAQ全体につきましては、まとまり次第、ウエッブのほうに載せて皆さんのご意見をうかがうとともに、こういう場を設けて皆様にご説明して、ご議論いただくというふうにしていきたいと考えております。

先ほどご指摘のあった主な内容ですが、基本的には我々としましては、それぞれのポイントについてこのパブリック・コンサルテーション・フォーラムを通じて、我々の意見というものはお出ししたつもりでございますし、細かい点についても文書にして出しているところがあると思っておりまして、全く議論していないと言うわけではないかなと思っております。

これまでの議論を取りまとめたものをFAQにすると、さらにその上に新しいところも解釈の問題として入っていくと思っておりますが、いずれにしても早い段階で、できたところで皆様のお目に触れさせていただいて、ガイドラインの試験的な実施と申しますか、第1のターゲットになっております10月ぐらいまでには当然のことながら、公開をして皆さんのご意見をうかがいたいと思っております。

(参加者D)

繰り返しで恐縮ですが、本当は4月の中旬ぐらいまでにそういったものを全部作って、皆さんの意見を求めるべきではないかと個人的には思いますが、この間、だいぶJBICの皆さんにも連日徹夜に近い形でがんばっていただいて、今また4月15日とムチを打つのは、あまりにも気の毒かなと思っておりますので。

ただ、全部まとめまったところではなくて、むしろまとまったものを、でき次第順次パブリックに意見を求めて進めて行ってもらいたいのです。そうでないと、いろいろなところから問い合わせが当然来ますので、我々としてもどう答えてよいのか分かりません。

それからもちろんパブリックコメント、いろいろな意見を受けて当然政府としても考えるべき点があるかもしれませんし、気づかなかった点があるかもしれませんし、JBICの皆さんにも考えていただく点もあると思いますので、ぜひまとまった段階でどんどんご提示いただければと思います。

(入柿課長)

ありがとうございます。こちらにも書いてございますとおり、FAQは終わりのない仕事と言いますか、順次実際の経験を踏まえてないようを拡充をさせるものでございますので、できるだけ早い段階で、まとまったところからお出ししていきたいと考えております。

(参加者I)

先ほどのコモンアプローチとの関係について、このFAQについても、このベースも今後本文だ

けではなく反映させていただけるように。せっかく外務省の方、財務省の方もおられるので、これはぜひ働いていただけるというお話をぜひお願いしたいなと。そのあたり、財務省の方、外務省の方はどう考えておられますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(参加者D)

実は既に私は昨年の7月に異動になりまして、その後OECDの会議に何度か行っていますし、 9月の会合ではこのJBICの研究会の報告が出ましたので、それを皆さんのいる場所で資料も配 布して、説明もしております。もちろんこれからも、私どもはたいへん重要なよいものを作っていた だいたと思っておりますので、それを世界中に広めたいと思っております。

実はまさに同じことを、私どもはアメリカからずいぶん前に言われていまして、私どももそういったこともあって一生懸命OECDの中でやろうと。あるいはアメリカ、ヨーロッパも同じような話がありますので、一生懸命がんばろうというふうになっております。

ご存じだと思いますが、OECDの会議の場では私が財務省を代表して出ておりますが、もうひと方、経産省を代表しておられる方もいます。NEXIがございますので、そちらの所管が経産省ということでもございます。ぜひ皆さんから私に対すると同様、彼に対しても温かいご支援を、それは民間の方に限らずNGOの方も、あるいはいろいろなレベルの方からいろいろご支援を賜ればと思います。

余談ですが、私自身も世界中のNGOとか、世界中の実は国会議員などからも、逆に陳情を受けていることもございます。ぜひみんなでレベルの高いものを作って行きたいと思います。

それからもう1点、余談ですけれど、やっぱり環境に関して極めて積極的であるというのが企業のイメージ、政府のイメージ、特殊法人のイメージの向上にもつながりますし、それはイメージだけでなくて、実際に商売に繋がっているような動きがございます。

私のもう一つ別の仕事ですが、今年は地球環境サミットがあるのですが、地球環境サミットに向けて民間の方にどのように活躍していただくのか。例えばグリーンサティフィケイト、環境にやさしい団体、民間の方にマークか何かを発行して、それを企業の広告に使っていただく。よく「ガンバレ、ニッポン」というオリンピックの資金集めの標語がありますが、そのような動きが実は世界的にはそういった議論もされているような時代でございます。 すなわち、環境が、競争上、有利に働くと思いますし、そういった条件がより整いやすいように財務省としても一生懸命がんばってまいりたいと思います。

(参加者F)

ちょっと役所のしきりを申し上げると恐縮ですが、OECDのECGの場と言いますのは、ご案内のように経済産業省と財務省が政府を代表する形で交渉官というのを派遣する形になっております。外務省のほうでも経済局でOECDということで取りまとめをしている者がおりますので、そういった者には、今日のお話を伝えて、きちんと問題意識を持つように言っておきます。

ただ、実は個人的にはECGという場、あるいはDACの場で円借款の問題も取り上げている関係で、私自身も財務省の企画官、あるいは経済産業省の企画官とほぼ毎月のようにパリに行ったり、年に8回ぐらいECGに出張しておりますので、行くたびにアメリカやEUの交渉官とメシを食いながらいろいろな議論をするというところにもかかわっておりますから、そういった点では個人的にはまた問題意識を共有して、仕事をして行きたいと思っております。

(参加者C)

1点だけ、最後のお願いということで、先ほどもこれから順次作って行かれるということで、その間、たぶん私たちの意見も取り上げていただけると思いますが、やはり私たちとしても、このFAQの中に非常に重要なものが含まれていると思って注目していますので、できれば施行前までにどういった項目で出すということで、そこに挙げた数カ月間とか一定の期間を置いてきちんとコメントを得られるように、そういうことは事前にスケジュールというか体制をぜひお知らせいただきたいと

思います。

もちろんそこの期間が終わったから、これで最終になるというのではたぶんないとは思いますが、やはりそこで、「それではこういうことを書くのであれば、もう少しこういうこともどうか」というように、たぶんもう少し議論もできると思いますので、ぜひ施行前までに、そうしたことをある程度具体的にお示しいただきたいというふうにお願いしておきたいと思います。

(参加者B)

10月というのは、今年の10月と来年10月と二つあって、「10月まで」にというのはいろいろと誤解を招くといけないので、今、施行までと言われたのは来年10月ですか、今年の10月でしょう?

(参加者C)

平成14年のことです。

(参加者B)

ちょっと誤解があるので、正確に言いましょう。ですから10月というのは今年の10月だというのはたいへん重要なポイントですね。FAQに関しては少なくとも10月までにきちんとした格好にしておかないと困りますね。当然だと思います。

そのFAQの内容なのですが、先ほどの方が言われたように、よくある質問に本当に答える、答える根拠ははっきりとガイドラインに書いてある、それはいいんです、言われたとおり。ところが、FAQに入れるものは2種類あります。もう一つは我々が十分に検討できなくて、残ったものがある。それはいろいろご意見をいただいて、経験も積まないと分からない。そういうものもFAQに取りあえず入れてしまったのです。取りあえず入れたものに関しては、やはり10月までの半年の間にある程度整理して、我々にとってはガイドラインの第2部ですね。第2部の中に項目立てして入れるぐらいのことをしないとダメなのです。そういったことをきちんと対応できるようなプロセスをお願いしたいと思うのです。

そこで今言われたように10月までに、ですから4月は難しくても5月、6月ぐらいにFAQを公表していただいてパブリックコメント期間を設ける。7~8月ぐらいに、それについて検討する。こういうような具体的なプロセスをぜひ示していただきたいと思います。

(参加者G)

先ほどの方から、9月のOECD会合で研究会の提言書が配布されたということをお聞きしたのですが、研究会の提言書は、我々から見ると産業界の意見というのは全く反映されていないもので、実際にその提言書の内容から今、JBICの最終案を比べると、かなり変っている内容もあるのですが、ほかのECAの方が、これがJBICのガイドライン案だというふうに誤解されると困るのですが、これはあくまでも研究会の提言書であって、JBICのガイドライン案というのはsubject to discussということで配布されたのでしょうか。そのへんはいかがでしょうか。

(参加者D)

当然、研究会の性格がどのようなものであるのか、どういったメンバーで議論されているのか、 それからそれを受けて今後JBICがどういうスケジュールでガイドラインを策定しようとされている のか、そのへんもすべて説明をしてありますので誤解はないと思います。

(参加者E)

すいません。もう時間もないと思うのですが、これはすべて、もしかするとFAQの中で議論され

ることかもしれないのですが、前回参加できなかったので、細かい点で、もし今の時点でお答えいただける部分があればと思って質問させていただきたいのです。

いくつかあるのですが、1点目はFIの案件に関して、この情報公開の中で個別の案件についてすべてJBICが確認されて、FIの個別の案件もすべて公開されるのかどうか、そのことが1点目です。

それと意思決定後の情報公開に関してですが、今環境アセスメントのレビューの結果を報告するという形になっていますが、このレビューが終わったあとであれば、この輸出信用の案件に関しては金額や輸出者などについても公開していただけるのかどうか。そのことが2点目です。

3点目は、グッドプラクティスなどの中で、世界ダム委員会のものに関しても重要な参考資料としていきたいというふうに書いていただいているのですが、このグッドプラクティスの中には入っていないので、何か特別な理由があるのかどうかということです。

それと4点目は、住民との合意の件なのですが、住民移転計画あるいは緩和策など、そういった環境管理計画まで求める場合に関して、こういった計画に関しての住民との合意というものが事前になされていることまで確認していただけるのかどうか。非常に細かい点なのですが、今日はコンサルテーション最後の機会ということですので、できる範囲でお答えいただければと思います。

(入柿課長)

では最初の点のご意見についてなのですが、そこにつきましては今年の10月までに十分なパブリックコメントの期間を設けた上でFAQを作成したいと思っております。

それから二つ目のご質問の中で、情報公開の関係のところですが、ご指摘の、輸出者の名前を公開するかどうかとの点ですが、こちらのほうは情報公開法に従っての方針でございますが、個別の輸出者名、これは借入人の名前等になりますが、個別の取引の名称等については、公開できないと考えております。

(本郷課長)

FIに関する情報公開でございますが、FIの性格を最初に申し上げたほうがよろしいと思うのですが、なぜFIが必要かということなのですが、無数の細かいプロジェクト、金額の小さいプロジェクトが多数あるということで、一つひとつ我々が通常の融資承諾の手続き、また契約書締結の手続きを取っていると非常に効率性を欠くということで、それをできるだけ合理的にやるために作られた分類というか、金融スキームでございまして、それを対象としたカテゴリー分類がFIということでございますので、我々の考え方といたしましては、実質的に同じようなことを図ることが望ましいということは十分承知しておりますし、そのような方向で考えたいと思いますが、今申し上げたように、かなりたくさんのプロジェクトがその下にあるということを考えれば、全く同じことをやるというのは非常に困難かと思います。

例えばカテゴリーAとか、非常に大きな影響を与える可能性があるものについては同様の情報公開を行うけれども、非常に小さいなプロジェクトで、かつ影響が小さいと考えられるようなものについては、異なる手続きを取るというようなことも考えられるのかと思っております。

(森課長)

三つ目と四つ目なのですが、ダム委員会のガイドラインと言うのでしょうか、報告書をグッドプラクティスに入れるのか、入れないのかという話に関しては、大きく見れば入れるということで考えてよいと思うのですが、この前お配りした紙の中にも書きましたが、ダム委員会報告書にある基本的な考え方、例えばステークホルダーとのパブリックコンサルテーション、社会的な受け入れとか、遵守とか、そういった基本的なところについては我々も何ら反対ではなく、むしろ共感するというか、それが重要なことだと理解しております。

一方で、ダム委員会報告書に出てくる26の具体的な項目については、項目によってはもちろん

適用できるものもありますが、ライフアセスメントの導入等かなり技術的にも難しいところもあったりしていまして、それをそのまま受けるのはやはり難しいところがあるのではないかと思います。

世銀なども、ダム委員会の26のガイドラインについては、参照はするけれどそのまま受けるには難しいところがあるという立場を取っておりまして、我々もそういった立場は共通に持っております。

ただ、さっき申し上げたように、あそこに書かれた基本的な考え方については重要なことであって、尊重するということでございます。

ですから同報告書の取り扱いについては、ダム委員会報告書にあるガイドラインを、我々はそのまま受け入れるということではなくて、使える部分、その国によっては、この第何番目と第何番目はやっぱり使ったほうがよいということであれば、それは検討していくことにしたいと思っています。

4番目のご質問についてですが、住民の合意の話。非常に重要な話だと思ったのですが、質問の趣旨がちょっとつかみ切れませんでしたので、もう一度言っていただけますか。

(参加者E)

住民へ影響があれば、いろいろな緩和策だとか、移住の対策だとかを取られると思うのですが、そういった対策に関する住民との合意というものは、今回のガイドラインにある「住民との合意」の中に含まれているのかどうか、実はこれはWCDの中でも非常に重要な項目として入っているのですが、その点について確認したいと思います。

(森課長)

これは前回のコンサルテーションでも具体的な住民移転の例を取り上げまして、我々がどういう形で確認しているのかといったことをご説明しました。その中で、プロジェクトの流れと、その中でどういった住民移転計画が作られていくか、住民移転に関する基本的な方針があって、それを具体化していく細かい実施計画という流れがある。その中で我々はどういうふうに関与するか、についてご説明しました。

その中で、まず住民移転に基本方針のところで、例えばそもそも代替地をもらえるのか、現金補償なのかといった補償の枠組を明らかにするという話と、具体的に補償のためのプランを練っていく、すなわちどの家庭が実際に移転しなければいけないか、そのための資産をどう評価していくのか。そのプランについても、当然住民の人たちが合意していないとそこは前に進めません。住民移転については非常に重要であると理解をしており、現在においても慎重な対応をとるなど既にやっている部分だと理解しております。

(参加者E)

すいません。先ほどのご回答の中で2点、確認なのですが、1点は意思決定後に関しても、その輸出者や金額について公開できないということなのでしょうか。これはヨーロッパの各国は既に輸出者や具体的な金額も含めて公開をしておりますので、最低限それは環境ガイドラインだけではなくて、説明責任という意味で、公開が必要であろうと思っているところであるというのが1点目です。

もう一つは、先ほどのWCDのガイドラインを参照するという森さんのお話なのですが、そのWCDガイドラインの参照の仕方は、例えばこの説明の中に入っているような、世銀の非自発的住民移転に非常に大きくかかわるOP4.12の適用の仕方とちょっと異なるということなのでしょうか。つまり世銀の移住のガイドラインなどに関しては、もうすべて適用するけれども、WCDのガイドラインに関しては適用するものと、適用しないものがある。そういうふうな振り分けの違いなのか。その確認をお願いします。

(入柿?課長)

1点目のところですが、こちらのほうは政府の情報公開政策との関係かと思いますが、我々のほうも例えば円借款であるとか、非常に公的性が強い、相手がパブリックであるようなものについては、すべて公開しておりますし、入札の状況についてもそれぞれローン・アグリーメントに従いまして、それぞれの同意を取りつけた上で公開しております

ただ、輸出信用等にかかわります契約につきましては、相手がプライベートということもありまして、我々も金融機関としての守秘義務を負っていると考えておりますし、情報公開法の主旨もそういうことになっておりまして、今の法律の下では、むしろ個別の企業との取引の相手先、内容等については公知のものになっているもの以外については公開が禁じられているものという理解ですので、そこはご理解いただきたいと思います。

(森課長)

WCDのほうですが、世銀がなぜWCDのガイドラインを全部受け入れないかといった一つの理由は、開発途上国側とWCDのガイドラインの擦り合わせとか意見交換が十分でないということは言っています。WCDのガイドラインが実際にその国に適用できるかちゃんと議論した上でこなれたものにしないと、いくらよいものをやっても、それは結局実現しないということになりかねません。そういった周知プロセスが今まで少ないのではないかといったことでありまして、我々もそうでないかと思うのです。

もちろん、WCDのガイドラインに基づいて検討してみて、国としても、これはぜひここはやらなければいけないという認識をしたところは、ぜひやってもらわなければいませんし、そういったプロセスをもう少し経ないと、そのまま使うのはちょっと無理があるのではないかと思います。従ってさっき申し上げたように、全部ではなくて、できるところは取り上げるというようなアプローチが現実的でないかと考えています。

(参加者C)

すいません、1点だけ質問で、前回もちょっとお聞きしたのですが、このガイドラインの実行状況のモニタリングと評価の件なのですが、この間のときには、ある程度社会開発室のほうで実施していきますというようなお話で、JBICの中のコンプライアンスの仕組みができているというふうに理解しているのですが、このガイドラインの遵守というのは、そちらのほうでのモニタリングの対象になるのでしょうか。

つまり今後このコンプライアンスの話をしていくときに、具体的にどこが責任を持って見ておられるのかというのを、もう一度確認しておきたいので、そこは社会開発室なのか、コンプライアンスの部署になるのか、そのへんを確認したいのですが。

(入柿課長)

基本的には、まず実際に運用します環境社会開発室がモニタリングをしていくということになっております。一方、副総裁をヘッドにしますコンプライアンス委員会というのを設けております。そちらのほうは、環境社会開発室がしっかりモニタリングしているかどうかをモニタリングしていくというような二重構造になっているというふうにご理解いただければと思います。

ほかにございますでしょうか。それでは長い間、どうもありがとうございました。我々としては今回これが終わりましたところで、内部のほうで正式に制定の手続きに入りたいと考えておりまして、できたところで、また早急に皆様のほうにご披露できるかと思っております。どうもありがとうございました。

以上